

豊川市監査公表第10号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年5月10日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	鈴木 篤 男

別紙

定期監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

福祉部保険年金課

2 監査の範囲

平成29年4月1日～平成31年1月29日

3 監査の実施期間

平成30年12月7日～平成31年1月29日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について

(2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 補助金・交付金に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について
- エ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

備品管理において、備品表示票の不貼付及び備品台帳の設置場所欄の未記載などの事例が見受けられたため、豊川市物品管理規則に基づく適正な事務に改善されたい。

(3) 意見等

ア 国民健康保険に係る施策に関して、健康診査受診率の向上が医療機関の受診頻度及び国民健康保険料負担の低下につながるか、例えば市内にモデル地区を設定するなど、費用対効果の視点に基づく適正な事業遂行に努められたい。

イ 国民健康保険被保険者を対象とした健康診査について、受診医療機関によって検診単価が違う現状の中で経費抑制につながるよう、受診医療機関等の再検討に努められたい。